

認定率の推移(全国・阪神間)[H27～H29]

事業状況報告(月報)(様式1・様式1の5)各年9月分より

※ 保険者が国民健康保険団体連合会に提出する受給者台帳を基にしたものであり、提出後に要介護度が遡って変更になる場合がある。

	H27	H28	H29
全国計	18.5%	18.4%	18.5%
神戸市	20.1%	20.3%	20.5%
姫路市	21.5%	21.6%	21.6%
尼崎市	21.5%	21.8%	21.7%
西宮市	17.2%	17.7%	18.0%
芦屋市	18.6%	18.6%	18.4%
伊丹市	17.1%	17.4%	17.3%
宝塚市	18.9%	19.3%	19.9%
川西市	17.4%	18.0%	18.0%
三田市	17.8%	17.6%	17.7%
篠山市	19.3%	19.7%	19.1%
猪名川町	17.4%	17.3%	17.4%

